

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム商品券発行事業	①物価高騰の影響を受け、生活が苦しい消費者及び経営が悪化している町内事業者への支援を目的として、商店街の活性化、消費者の購買意欲の喚起及び町内の消費を拡大させるために、琴平町プレミアム付商品券と称した商品券を発行する。 ②補助金 ③ プレミアム分20,000千円、運営費600千円、宣伝費1,000千円 ④琴平町商工会、消費者	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食材料費等高騰対策事業	①子育て世帯の負担を増加させることなく、栄養バランスの取れた安心安全な学校給食を安定的に供給するため、物価高騰に伴う給食費の単価上昇分を負担する。※教職員の給食費を除く。 ②負担金 ③ 1年間の給食実施日数195日 小学生：1食あたり245円から310円へ65円増額 65円×285人×195日=3,612,375円 中学生：1食あたり280円から355円へ75円増額 75円×165人×195日=2,413,125円 ④普通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会	R7.4	R8.3
3	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	定額減税補足給付金（不足額給付） 【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②締切以降の申請等により令和6年度低所得世帯支援枠等分の交付限度額の対象とならなかった者への給付金 ③ 給付費 300千円 定額減税を補足する給付（うち不足額給付I）の対象者 10人×30千円 事務費 40千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費（任期の定めのない常勤職員の給料分以外） として支出] ④定額減税補足給付金（不足額給付）の対象者 10人	R7.6	R8.3